

市有地公売（申込先着順）のご案内

諏訪市

市有地公売（申込先着順）に申請しようとする方（以下申請者という。）は、本案内及び物件調書等をよくお読みになり、現場を確認のうえ申請書類の提出をお願いします。

1. 申込資格

次にいずれかに該当する方は、申し込み及び契約することができません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方、及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に規定する次のいずれかに該当する方で、その事実があった後 3 年を経過していない方、又はその方を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する方
 - ① 諏訪市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - ② 諏訪市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ③ 落札者が諏訪市と契約を締結すること又は諏訪市との契約者が契約を履行することを妨げた方
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により諏訪市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた方
 - ⑤ 正当な理由がなくて諏訪市との契約を履行しなかった方
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、3 年を経過しない方を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている方、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始がなされている方
- (エ) 区市町村税を滞納している方
- (オ) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員である方、又は次のいずれかに該当する方
 - ※市有財産を売却する際の購入資格として申請者等が暴力団関係者でないことを、諏訪警察署等に照会、確認いたしますのでご承知ください。
 - ① 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない方
 - ② 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している方
 - ③ 自己、自社若しくは第三方の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている方
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している方
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している方
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している方
- (カ) (オ) における用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・役員等

法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその方及び支店又は営業所を代表する方

- ・暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう

- ・暴力団員

暴力団の構成員をいう

2. 売買条件

(ア) 売買契約においては、購入者が売買物件を次の用途に供さないよう条件を付します。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条

第 13 項に規定する接客業務受託営業

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員が利用する用途又は申込資格の（オ）の①から⑥までに該当する方が使用する用途

③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）

第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

④ 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

(イ) 現状有姿での売払いとします。

(ウ) 所有権の移転等を行う場合には、購入者はその後の譲受人に対して、(ア) の用途の制限を継承させなければなりません。

3. 申請書類の提出

(ア) 申請者は、次の書類を諏訪市企画部財政課管財契約係(市役所 3 階)に提出してください

い。 ※申請時には書類確認を行いますので、事前に訪問の連絡をお願いします。

受付時間 : 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く

① 普通財産譲渡申請書

共有の場合は共有予定者一覧を添付してください。

※申込書に記載された氏名又は名称が、売買契約締結及び所有権移転登記の際の名義となります。

② 誓約書（共有の場合は申請者ごと）

※代理人により申請する場合は申請者本人の誓約書が必要です。

③ 印鑑登録証明書（直近 3 箇月以内に発行のもの）

④ 個人の場合・・・住民票（直近 3 箇月以内に発行のもの）

身分証明書（本籍地のある市町村にて交付するもの）

⑤ 法人の場合・・・履歴事項全部証明書（直近 3 箇月以内に発行のもの）

役員等一覧（諏訪市の指定する様式を使用してください）

⑥ 居住する(事業所等のある)区市町村の区市町村税の未納の無いことの証明書

(直近3箇月以内に発行のもの)

区市町村税等について(当該区市町村が発行する未納のないことの証明書)

a 法人・・・「法人住民税」、「固定資産税」及び「軽自動車税」の未納のないこと

b 個人・・・「個人住民税」、「固定資産税」、「国民健康保険税」及び「軽自動車税」の未納のないこと

※「固定資産税」については居住する(事業所等のある)市町村と諏訪市に納税がある場合は、両方の未納の無いことの証明書を提出してください。

※証明書等の請求様式、発行手数料については各自治体にお問い合わせください。諏訪市では税務課収納係が窓口となります。

※共有名義で申し込まれる場合は、②から④まで及び⑥の書類について全員分の提出をしてください。

(イ) 申込後に、申請者が申込資格に掲載の欠格事由に該当することが判明した場合の申込は無効となります。

(ウ) ご提出いただいた書類はお返しいたしません。

(エ) 申込時に持参いただいた方(申請者または委任者)の**身分証明書**(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いします。

4. 購入者の決定

(ア) 市が事前に公表する予定価格(最低売却価格)以上の金額を提示した方で、必要書類の全てを最初に持参し、申し込みをした方を購入者(契約予定者)とします。

5. 契約の締結

(ア) 購入者は、申請した日から30日以内(30日目が閉庁日の場合は翌日以降の開庁日まで)に別紙様式の売買契約書により、契約を締結していただきます。

(イ) 契約の相手は、申請者本人とし、他の方の氏名で契約することはできません。

(ウ) 購入者が期日までに契約を締結しない場合は、申し込みは無効となります。

6. 契約保証金

(ア) 購入者は、売買契約締結と同時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

(イ) 契約保証金は、購入代金の一部に充当することとします。落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、その支払いを請求することはできません。

(ウ) 契約時に購入代金を一括して納付いただく場合は、契約保証金を免除します。

7. 売買代金の納付

(ア) 売買代金は、市が発行する納入通知書により、**契約の日から30日以内に完納**していただきます。

(イ) 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、購入者が納付した契約保証金は、市に帰属することとなり、返還されません。

8. 所有権の移転等

(ア) 売買代金が完納したときに所有権が移転します。購入者は、移転後10日以内に書面で所有権移転登記の請求をしてください。また、速やかに物件を現状有姿のまま引き渡しますので、受領書を提出してください。

- (イ) 所有権の移転登記は、売買代金が完納された事が確認でき次第、市が行います。
- (ウ) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、購入者の負担となります。
- (エ) 登記権利者は、購入者本人とし、他の方を権利者とすることはできません。

9. 公売の中止等

- (ア) 公売は、市の都合により延期又は中止することがあります。

10. その他注意事項

- (ア) 申請者以外の者が契約を代理する場合、たとえ同一家族であっても必ず委任状を提出してください。
- (イ) この案内に定めのない事項については、諏訪市財務規則（昭和 55 年諏訪市規則第 1 号）その他関係法令の定めるところによります。

問い合わせ先 諏訪市役所企画部財政課管財契約係 電話：0266(52)4141 内線 314・315
--